

(資料7)



京都市自転車安全教育プログラムの改定

建設局自転車政策推進室



京都市自転車安全教育プログラムの位置付け

市政の基本方針

京都基本構想(R8年～R32年)

交通政策マスタープラン

「歩くまち・京都」総合交通戦略2021

京都市自転車総合計画2031
(仮称)(現在、策定作業中)

- ・本市の分野別計画であり、市町村自転車活用推進計画でもある
- ・計画に自転車安全教育・啓発の推進が位置づけられている

自転車の交通安全教育ガイドライン

- ・国（警察庁）が定める、自転車の交通安全教育におけるライフステージごとの目標と教育内容が記載されているもの

京都市自転車安全教育プログラム

次期計画において
取り組む自転車安全教育に
おける活用

行動評価指標(ルーブリック)
自転車安全教育における
ポイントの共通認識を持つための
ツール

ガイドラインと同じ目標を掲げ、
ガイドラインに記載の
各種ルール等を
習得した場合、どのような姿で
あるかを示す



プログラムの目指すもの

自転車はくらしに欠かすことのできない移動手段。
しかし、自動車やバイクと同じ「車両」であり、
同様に**交通ルール**を守らなければならないという意識は希薄。

自分や他者を守るため、
自転車利用者が「自転車は交通社会の一員である」という自覚を持つ必要がある

そのために・・・

- ・ 交通のルール暗記のみでは不十分。
→ 「歩行者や自動車から見た自転車」など「**他者視点**」を持つことが必要
- ・ 子ども特有の視野の狭さや危険予測力の未発達による理解の限界がある。
→ **身体・心理面の発達を考慮した段階的な教育**が必要

プログラムで**ライフステージ別の習得ポイント**を明確化
事故に遭わない、起こさないための安全行動に繋げる**共通認識を持つ**



プログラム改定の目的

警察庁が「自転車の交通安全教育ガイドライン」で、自転車の安全教育により目指すものを3点示した。

- 自転車の安全な運転に必要な知識及び技能を体系的に習得すること
- 「自他の生命尊重」の理念の下、自転車が「軽車両」であることを理解し、交通社会の一員としての自覚を持つこと
- 自転車利用者が交通ルールを遵守して、自己や交通社会を共有する周囲の者の安全を確保して運転することができるようにすること

→ これらを踏まえつつ、ライフステージ別に定められた目標に対応し、どの年代でどのような自転車利用であるべきかを「行動評価指標（ルーズブリック）」として文章で示す。

→ 自転車安全教育の現場で教える側・学ぶ側が共通認識を持てるように！

行動評価指標（ルーブリック） ※別紙



どの年代でどのような自転車利用であるべきかを文章で示したもの

→教える側、学ぶ側が「目指すべき姿」を共有できる

教える側にとっては	学ぶ側にとっては
・対象者がどのステージに到達しているかの判断基準となる ・自転車安全利用の指導におけるポイントの共通理解を図るものとなる	・自分がいまどのステージにいるか確認できる ・更に上の段階を目指す場合にどの方向に頑張れば良いかの指針となる

自転車安全教育においては、次の4つに分類

A＜態度＞ B＜状況認識・対応能力＞ C＜運動・操作能力＞ D＜知識＞

→単にルールを覚えて良しではなく、**行動・態度も含めた評価へ**

(参考) 紙面イメージ



5

3 教育内容

1 自転車の基本的なルール (自転車安全利用五則)

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



★信号に関するルール

自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」(三灯式)、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」(二灯式)に従う。ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標識があるときは、車道を進行する場合でも歩行者用信号に従う。



3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

★自転車安全利用五則、自転車点検の合言葉
「ぶたはしゃべる」などを掲載

行動評価指標(ループリック)の見方・使い方

目安としてライフステージ(年代)別で作成しているが、自転車に乗り始める年齢、状況は様々であると想定されることから、行動評価指標は、現在のステージを確認し、個人に合わせて活用いただくことを想定している。

- ・未就学児から高齢者まで、各3ステージで設定。3ステージで区切った時の左側が「その年代における出発点の姿(少なくともこれでは可)」中央が「その年代の全員に到達してほしい姿」右側が「その年代の中でも特に優れている姿」を表している
- たとえば小学生(4~6年生)であれば、ステージ4が全員に到達してほしい姿
- ・ステージが上がるほど行動や態度がより高次・深まる表となっている

このように、左側と中央のステージが同じ文章の場合でも「(該当年代の)出発点の姿なので全員でできるはず」と捉えず、改めて確認・指導し、行動に繋がる理解となっているかを確認します

年代	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	ステージ6	ステージ7	ステージ8	ステージ9
未就学児	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。
小学生	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。
中学生	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。
高校生	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。
大人	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。
高齢者	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。	自転車に乗る楽しさを体験し、安全な乗り方を学ぶ。

・左端にA~Dの分類を明示
分類はどの年代でも共通

高齢者のステージでは加齢に伴う運動・認知能力の低下を考慮する

★行動評価指標(ループリック)の見方、
使い方の解説ページを設けた
※行動評価指標(ループリック)は(別紙)



(参考) 紙面イメージ

未就学児



目標

道を歩いているときや、大きくなって自転車に乗るときに、安全に乗るための「やくそく(ルール)」を学ぼう。自転車であつて走る、止まりたい場所で止まるために、上手な乗り方を練習しよう。

(未就学児に教えるときにそのまま使いやすい平易な表現にしています)

観点	ステージ1	ステージ2	ステージ3
(A-1) 交通安全の 意識としての 自覚	道路には、クルマや歩いている人など、いろんなものがいて、みんな、ちがう動きをしていることを知っている	びくびくしたとき(例えば、急に飛び出してきた人とぶつかりそうになった)があったら、お母さんやお父さん、おともだちと、どうしたら安全か、いっしょに考えることができる	
(A-2) 安全を優先 する考え方	お母さんやお父さんに「止まってね」「待ってね」と言われたら、ちゃんとできる	順番を守る。お母さんやお父さんに「止まってね」「待ってね」と言われたら、ちゃんとできる	乗っているときは集中し、順番を守る。お母さんやお父さんに言われなくても、安全のために「止まる」「待つ」ができる
いずれ公道で走るときを見え、ステップに応じて伝える内容を 変えていきましょう			
(A-3) 自転車利用の 責任	自転車に乗るときやくそく(ルール)があることを知っている	自転車に乗るときやくそく(ルール)をわかっていて、言われたとおりにきちんと守れる	もし、歩いている人にぶつかったら、その人がケガをしようかもしれないことを知っていて、歩道はすぐに止まれるゆっくりしたスピードで走る
まず歩行者として「見る」「待つ」ができることが重要となります。 日々の声掛けなど、積み重ねが大切です			
(B-1) 道路における 危険の理解	道路には止まらないといけな場所があることがわかる	横断歩道、交差点では、お母さんやお父さんの言うとおりに、ゆっくり走ったり止まったりできる	いつも走る道にある、クルマが来そうな場所を自分でみつけられるし、自分で考えてゆっくり走ったり止まったりできる。右や左をしっかり「見る」「待つ」ができる
(B-2) 交通状況の 把握と適切な 判断、対応	歩道(歩道と車道が分かれていない道では、道の左端)を通る	歩道(歩道と車道が分かれていない道では、道の左端)で	歩道を通るときは、歩いている人が一番大切とわかるし、

★キックバイクなどに乗る・練習するときは★

キックバイク(ランニングバイク、バランスバイク等)はバランス感覚や体幹が鍛えられるなど、小さな頃から親しみやすい「遊具」です。見た目は自転車に似ていますが、あくまで「遊具」のため公道(道路・歩道)で使用することは禁止されています。練習するときはヘルメットを着用のうえ、公園などで保護者の立ち合いの下、安全に注意して行ってください。

観点	ステージ1	ステージ2	ステージ3
(C-1) 車両操作、 バランス感覚	ペダルがないキックバイクなどで、地面を足でけりながら、転ばずに進むことができる	キックバイクなどで、ふらふらせずに走れる。足を上げても倒れないし、落ちているものを拾うときみたいに姿勢がくずれず、自分で元にもどせる	まっすぐな道で、誰にも手伝ってもらわずに、自転車に乗れる
ブレーキを握ることが大切です。自転車の前段階から声掛けを			
(C-2) 加減速と ハンドル操作 の調整	ハンドルを握ってスピードを調整したり止まったりできる(足でも、ブレーキでもよい)	ブレーキをぎゅっと握ることができ、足で止まろうとせず、ちゃんとブレーキをかけて止まれる	右や左にまがったり、スピードを調整したり(ブレーキをかけた)を、自分で考えて上手にできる
(D) 交通ルールと 事故事例の 理解	道路にやくそく(ルール)があることを知っている	道路のやくそく(ルール)で、信号や「止まれ」のマークなど、たいせつなものを知っている	いつも走る道で、どんなやくそく(ルール)を守りたいか、どこが危険なのかを知っている

●この年代で把握しておきたいルール

- 信号のルール
青:右、左、右を見てから進んでもいいよ!
黄:止まれの準備だよ。すぐに止まろう
赤:必ず止まって、青まで待とう。青になってもすぐに進んじやなく、左右を確認するよ
- 止まれ(指定場所一時停止)
このマークがあったら、クルマがなくても一度止まって左右と後ろをよく見て、安全を確認してから進もう
- 自転車用ヘルメットの着用 大事な頭を守るためにヘルメットをかぶろう
- 自転車保険加入義務 (全年齢加入義務があることを保護者が理解しておく)

●事故実態

- 交差点での出会い頭の事故が最も多く、次いで右左折時の事故が多発(例:一時停止しなかったことによる事故)
- ライトを点灯しない死亡事故のリスクが高まる(暗くなってから早めにライトをつける)

2 自転車ルール・マナー教室

実施場所 大宮交通公園(サイクルセンター)



1 ねらい

- 小学生は自転車に乗り始める児童が増える時期であり、ルール・マナーの知識だけでなく運転スキルも未熟な状態。この時期に、事故に遭わないための自転車利用の方法や知識を身に付ける
- 安全運転の意識を高める

2 形式内容

形式 □座学形式・実技形式

□受講時間:1時間程度

□実施場所:屋外

内容 □座学(30分)

- ・自転車の点検方法
- ・自転車の基本的なルール・マナー

□実技(30分)

- ・自転車基礎練習(まっすぐ走る、ブレーキでしっかり止まる、ゆっくり走る など)
- ・自転車の安全な乗り方の実践 など



3 特徴

- 単に自転車のルールを教えるだけでなく、模擬道路での実践を通じて、正しい自転車の乗り方とその技術を身に付ける。実技と座学で構成された教室
- 座学では理解を深めるため、JA共済の小学生向け交通安全教育ムービーを活用し、動画を見てみんなで考え、発表する双方向型の授業も取り入れて実施



JA共済
交通安全教育ムービー

4 講師から(コンサイクル(京都自転車販売(株)))

交通ルールを守る必要性を知り、正しい交通ルールと自転車の安全な乗り方を学ぶ教室です。小学生は歩道通行可能ですが、13歳以降は原則車道通行であることも伝えています。公道を安全に走るための交通ルールを座学で学び、その学んだことを実技で実践できているか(正しいブレーキの使い方、止まるべき箇所を正しく止まれているか、左右確認が適切にできているか)を講師がポイントごとに確認し、声掛けしています。運転免許を保有している保護者の方は理解されていますが、交差点の左右確認では、右、左、右のあとに右後方も確認することが大切であるため、ぜひ家庭でも声掛けをしてあげてください。

ライフステージ別に活用しやすいよう、
行動評価指標(ルーブリック)の
各ライフステージ内容を見開き2ページに再掲

家庭等での教育にも役立てていただけるよう、
事例集には、講師からの言葉として安全教育
実施上ポイントとしていることを掲載

		未就学児		小学生(1～3年生)		小学生(4～6年生)		中学生		高校生	
分類	観点	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	ステージ6	ステージ7	ステージ8	ステージ9	ステージ10
<態度> A. 交通社会の一員としてのふるまい	(A-1) 交通社会の一員としての自覚	同じ道路上に他の交通主体が存在し、それぞれ動きが違うことを認識する		ヒヤリハット(例:飛び出してきた歩行者とぶつかりかけた)が起きたとき、自ら他者(友人や家族)に発信することができ、どのように行動すれば安全かを話し合うことができる		自転車利用時などに、自分と他者の運転を比較して、危ない運転をしていないか意識することができる		自転車利用時などに、自分と他者の運転を比較して、危ない運転をしていないか意識し、自ら改善できる		交通社会の状況に思いを馳せることができ、自らの行動によってこどもに交通ルールを示し、教える立場にあることを自覚しルールに則った行動ができる。また、自分自身の運転行動を客観視し、行動に問題がある場合は自ら改善行動をとることができる	
	(A-2) 安全を優先する考え方	大人に言われた安全のための行動(止まる、待つ)ができる	ゆずり合う気持ちを持ち、大人に言われた安全のための行動(止まる、待つ)ができる	運転に集中し、ゆずり合う気持ちを持ち、大人に言われなくても安全のための行動(止まる、待つ)ができる	自分の楽しさや時間の都合よりも、安全な運転を優先することの大切さに気づき、大人に言われなくても安全のための行動(止まる、待つ)ができる	自分の楽しさや時間の都合よりも、安全な運転を優先することができる	自転車を使用する際は時間にゆとりを持ち、車道通行時、歩道通行時、いずれも他の交通主体と譲り合うことができる	移動時間が増えるとしても、状況に応じて自転車使用を控える判断ができる ・悪天候、体調不良によって、(また、二十歳以上でお酒を飲む予定のときは)公共交通機関等を選択できる	自転車使用時は時間にゆとりを持ち、車道通行時、歩道通行時、いずれも他の交通主体と譲りあう。また、移動時間が増えるとしても、状況に応じて自転車使用を控える判断をする。さらに、これらを他の人にも伝える(促す)ことができる	加齢に伴う運動・認知能力の低下を認識し、状態に合った自転車の選択ができる(二輪以外にも三輪、四輪自転車など) また、交通量や道路形状等によっては自転車使用を控える	
	(A-3) 自転車利用の責任	自転車のルールがあることを知っている	自転車に乗るときのルールを認識し、言われたとおりにルールを守ることができる	自転車で歩行者にぶつかると相手が怪我をする可能性を認識し、歩道をゆっくり(すぐに止まれるスピードで)走る	加害者になる可能性を認識し、歩道をゆっくり走る	加害者になる可能性を認識し、事故を起こしたときの責任についても理解した運転行動ができています ・民事上、刑事上の責任を負うこと ・事故発生時の通報、救護義務 ・自転車保険加入義務	自転車は車両であることを認識し、加害者にも被害者にもなりうることを理解した運転行動が継続的にできており、特に歩道通行時の歩行者優先が徹底している ・自転車保険加入義務(自転車に乗る人すべての義務で、自分だけでなくこどもも含む家族も加入義務がある)				
<状況認識・対応能力> B. 道路通行時に必要とされる能力	(B-1) 道路における危険の理解 顕在的危険と潜在的危険の予測及び回避	行動に移すには至らないが、道路上に止まらなければならない場所があることを理解している	横断歩道、交差点など、必要な箇所で大人の指示によって減速・停止ができる	生活圏の交差点、歩道側からクルマが出てきうる場所を認識し、減速、停止を自らの判断で行える。「見る」(左右確認)、「待つ」(確実に停止してから判断)が適切に行える		生活圏の危険箇所を把握し、自分も他人も事故に遭わないための適切な運転行動を行える ・生活圏の危険箇所(死角(交差点など)、歩道側からクルマが出てきうる場所など)の把握		道路形状などから通行中の道路における危険箇所を把握し、適切な回避行動を自己の判断で行うなど、自分も他人も事故に遭わないための適切な運転行動が意識せずできる		生活圏の危険箇所を把握し、加齢による認知能力の低下により危険察知から対応まで時間を要することを理解したうえで、自分も他人も事故に遭わないための適切な運転行動ができる	
	(B-2) 交通状況の把握と適切な判断、対応	歩道を(車道と歩道が分離していない道では左端を)通行する	歩道を(車道と歩道が分離していない道では左端を)譲り合い通行する	歩道通行時は歩行者優先であると理解し、車道寄りを他の交通主体と譲り合い通行する		車道左側を通行し、交通コミュニケーションをとることを心がける。通行状況に応じ、車道通行時は三灯式の信号、歩道通行時は歩行者用信号に従う		車道左側を通行し、道路を走る他の交通主体と十分にコミュニケーションをとったうえで、譲り合い通行する		加齢による認知能力の低下により、交通状況の把握や把握後、行動に移すまでに時間を要することを認識し、余裕を持った運転をする	

●行動評価指標(ループリック)全ステージ版

分類	観点	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	ステージ6	ステージ7	ステージ8	ステージ9	ステージ10
<運動・操作能力> C. 安全に自転車で行く能力	(C-1) 特性に応じた車両操作、バランス感覚	キックバイク等ペダルのない車体で、地面を足で蹴りながら転倒せずに進むことができる	キックバイク等でバランスをとって進むことができ、両足を上げて倒れない、落ちているものを拾うなど姿勢が不安定になっても自力で元に戻せる	平坦な道で、他者の手を借りず、自転車でバランスをとって走行することができる	でこぼこなど路面の状況が悪くとも、自転車で安定的に走行することができる	自分の乗る自転車の特性を理解したうえで、安定的な車両操作ができる ・特性(スポーツバイク、電動アシスト自転車)	自分の乗る自転車の特性を十分に理解したうえで、常に安定的な車両操作ができる ・特性(子乗せ自転車(バランスを崩しやすい))		自己の状態(体力、バランス能力)を認識し、自転車の特性を理解したうえで安定的な車両操作ができる		
	(C-2) 加減速とハンドルの調整(自己の運動能力を自覚した行動の変化)	ハンドルを握り、減速、停止ができる(ブレーキか足による制動かは問わない)	ブレーキを握ることができ、足での制動ではなくブレーキによる減速・停止ができる	右左折、加速、減速(ブレーキ操作)が自己の判断で適切にできる	坂道、細街路など注意が必要な道路でも適切なハンドル操作ができる	どのような道(平坦な道、カーブしている道、坂道、細街路など)でも安定してハンドル操作ができる	路面状況(悪天候、路面のでこぼこなど)によって、平時よりも操作が難しくなる場面を理解したハンドル操作ができる ・滑りやすい場所、見えなくなる可能性がある場所等を把握した運転		自己の状態(体力、バランス能力)を認識し、余裕をもったハンドル操作ができる		
<知識> D. 自転車に関して一般的な必要な知識	(D) 交通ルールと事故実態の理解	道路に決まり(ルール)があることを知っている	道路にあるルールのうち信号、止まれなど基本的なものを知っている	生活圏を移動するときに必要なルール、事故が起きやすい状況を理解している	生活圏を移動するときのルールを、車道走行時を含め理解しており、生活圏でどのような事故が起こっているかもわかっている	自転車を使用するときに必要な交通ルールを把握し、事故実態を踏まえ、ルールを守ることが自分の安全にも繋がることを理解している	自転車を使用するときに必要な交通ルールを意識せずとも実践しており、失敗したときは自ら行動を変えることができる。また、他者が理解できるように説明することができる				

ルール等

- ・信号に従う
- ・止まれ(指定場所一時停止)
- ・自転車用ヘルメットの着用
- ・自転車保険加入義務
(全年齢加入義務があることを
低年次は保護者が把握しておく)

- ・例外的に歩道通行できる条件の理解
- ・歩道通行時の通行位置、歩行者優先義務、徐行(すぐに止まれるスピード)
- ・交差点の通行方法(二段階右折)
- ・並進、二車線、一車線、ながら運転(ながらスマホ含む)の禁止
- ・車道通行、歩道通行など条件により従うべき行為を要することの理解
- ・自転車者の点検(ぶたしはやる)
- ・タイヤの空気充填方法

- ・自転車は車道通行が原則
- ・車道走行時の通行位置(左側通行)
- ・クルマが自転車の右側を通行するとき、自転車ができる限り道路の左端に沿って通行する義務(R8、4～)
- ・危険運転とされる行為の理解(16種類)※43ページ

- ・飲酒(酒気帯び)運転の禁止 ・自転車店等による定期的な点検

事故実態

- ・交差点での出会い頭の事故が最も多く、次いで右左折時の事故が多発（例：一時停止しなかったことによる事故）
- ・ライトを点灯しないと死亡事故のリスクが高まる
- ・ヘルメットを着用しないと死亡事故のリスクが高まる

- ・小学生(上学年)から、周りの車や人の存在や動きを認識しているながらも危険はないと判断し、周囲への注意を怠ったことが原因の事故が増える(動静不注視)
- ・小学生、中学生の事故は学校帰途後(16時～)の時間帯に多い

- ・高校生は特に自転車事故件数(及び死傷者数)が多く、
通学時間帯(朝・夕)の事故が多い

- ・ハンドル操作を誤る、バランスを崩す等が原因の事故が増える